

業務指示書

インド国メガラヤ州持続的コミュニティ森林管理事業準備調査【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年10月31日 12時 まで

問合せ先： 調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2018年11月6日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() まだ、共同企業体の構成員については、上記「1 競争参加資格要件」は、の(2)で求めている資格要件を課しません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：森林保全に係る業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。
注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したもののが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／森林管理／GIS・MIS）】

- 1) 類似業務の経験：森林管理/GIS・MISに関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 コミュニティ開発／住民組織】

- 1) 類似業務の経験：コミュニティ開発／住民組織に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2018年11月9日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(INR1 = 1.560820 円 , US\$1 = 113.029 円 , EUR1 = 132.176 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 : ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／森林管理／GIS・MIS
コミュニティ開発／住民組織

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.80 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年11月26日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
インド国メガラヤ州持続的コミュニティ森林管理事業準備調査【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／森林管理／GIS・MIS	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
(34.00)	(13.00)	
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(—)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(—)	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： コミュニティ開発／住民組織	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

インドにおける森林面積は、1990年代まで継続的に減少していたが、植林に代表される森林保全活動の実施により増加傾向に転じ、2017年には森林被覆率は21.5%となっている。他方、違法伐採や過剰採取等に起因し、森林劣化の状況は改善されておらず、森林面積に占める疎林率は42.6%(2017年)に上る。森林周辺には貧困層を含む多くの人々が居住し、家畜飼料や薪炭などの生活資材や収入源を森林に依存している。森林の劣化は、こうした人々の生活を脅かすと同時に、森林の有する水源涵養や土壤保全等の機能低下を引き起こし、洪水等の自然災害や農業用水の不足による農作物の収量低下の原因となる。このような状況は、人口増加により顕著なものとなっており、住民の生活と密接な関係を有する森林劣化状況の改善による森林の保全が喫緊の課題となっている。

かかる状況に対し、インド政府は「Green India Mission」(2014年策定)において、持続的な森林管理及び生態系保全等を目的として、10年間で500万haの森林面積の拡大と森林の質の改善、1,000万haでの生物多様性保全・流域保全、森林周辺住民300万戸の生計向上等を目標に掲げている。併せて、住民参加型森林管理の体制である共同森林管理組合の能力強化及び住民組織と行政の協力による適切な森林管理体制構築を図ることとしている。

メガラヤ州はインド北東部に位置する州で、人口296万人(2011年)を有し、うち貧困人口は36万人(12%)である。同州の森林被覆率は約76%(2017年)であるが、2013年から2017年にかけてその森林面積が187km²減少していることに加え、同州の疎林率は同じ期間に157km²増加し、2017年時点で約42%に上っており、森林減少・劣化が進んでいる。その原因としては、2001年から2011年にかけての28%の人口増加等により、伝統的に実施されてきた移動焼畑のサイクルが短縮化されていること、また森林の所有権の約90%がコミュニティや個人に属する同州では、行政が森林管理や木材生産の実態を適切に把握、管理出来ていないことが過度な伐採の助長に繋がっていることが挙げられる。近年の森林減少・劣化は、木材・特用林産物の生産量減少や、森林の有する水源涵養機能の低下による湧水の枯渇、流水量の顕著な減少等に繋がっている。同州では5,000以上の村(全村落の約60%)が湧水を家庭用水及び灌漑用水の主な取水先としている他、地域住民の多くが生計の一部を木材・特用林産物に頼る等、森林資源に依存した生活が行われており、地域住民の生活や生計手段の不安定化に繋がっている。

かかる状況において、インド政府より「メガラヤ州持続的コミュニティ森林管理事業」(以下「本事業」という。)の要請がなされた。本協力準備調査(以下「本調査」という。)は、インド政府からの要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な事項の調査を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

メガラヤ州持続的コミュニティ森林管理事業

(2) 事業目的

本事業は、メガラヤ州において住民参加型森林生態系保全活動及び代替生計手段創出活動を実施することにより、森林の質の向上を図り、もって同州の環境保全及び地域住民の生計向上に寄与するもの。

(3) 事業概要

- (ア)住民参加型森林生態系保全活動（移動焼畑耕作地の回復、植林、育苗、水土保全、林業の振興、流域管理、生物多様性保全、エコ・ツーリズム等）
- (イ)代替生計手段創出活動（自助グループ支援、特用林産物製品の開発等）
- (ウ)実施体制強化活動（実施機関職員、地域住民に対する研修、モニタリング、研究活動等）
- (エ)コンサルティング・サービス（実施監理等）

(4) 対象地域

メガラヤ州

(5) 関係官庁・機関

実施機関はメガラヤ州森林環境局（Forest & Environment Department, Government of Meghalaya；以下、森林環境局という。）であるが、事業実施組織である Project Management Unit（以下、PMU という。）は既に Meghalaya Societies Registration Act, VII of 1983 の下に確立された組織であるメガラヤ流域開発機構（Meghalaya Basin Development Authority；以下、MBDA という。）に設置される。MBDA は州政府内の各部局の連携を図りながらコミュニティ開発に関わる多様な活動を実施し、世界銀行等他のドナーによるプロジェクトにおいても PMU が MBDA に設置されている。本事業では PMU を MBDA に設置するが、本事業の PMU の独立性を担保し、実施機関である森林環境局からの指示系統確保という観点から、PMU の長である Project Director (PD)は森林環境局の首席森林保護官（Principal Chief Conservator of Forests/Additional Principal Chief Secretary of Forests）となる。尚、本事業における活動において、水土保全活動の一部については水土保全局（Soil & Water Conservation Department；以下、水土保全局という。）が実施主体となる提案が実施機関よりなされている。

3. 業務の目的

本事業について、当該事業の背景と目的、概要、事業費、事業実施体制、運

営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集及び分析を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、業務の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で隨時、十分に JICA と協議を行うこと。

また、本調査で検討・策定した事項が、実施機関への一方的な提案とならないよう、インド側関係機関と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。加えて、インド側で検討しているもの以外の新規提案（コンポーネントや取り決め等）を行う際には、実施可能性につき慎重に検討を行い、JICA 及び実施機関と十分に協議を行うこと。

但し、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の検討項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となる予定のため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- (ア) 事業の背景と必要性
- (イ) 事業費
- (ウ) 事業実施体制
- (エ) 運営／維持・管理体制
- (オ) 調達・施工方法
- (カ) 運用・効果指標
- (キ) 環境社会配慮

(3) 森林環境局と自治郡協議会（Autonomous District Councils ; ADCs）による

る森林管理体制と本事業での両者の協調モデルの確認

メガラヤ州では行政上森林地は森林環境局が管理する森林と、州内に 3 つある自治郡協議会（ADCs）が管理する森林に分けられるが、前者は全体の 1 割程度に過ぎない。一方、伝統的なコミュニティが強固に機能しているメガラヤ州では、ADCs の管理する 9 割の森林の所有権と利用権はコミュニティ又は個人が有しております、ADCs はあくまで行政上管理を担っているに過ぎず、実質的にはコミュニティ又は個人による管理がなされている。従って、本事業におけるコミュニティや個人が所有権または利用権を有する森林地での活動は、ADCs を通じてコミュニティの長からの承認を得るか、コミュニティの長からの直接的な承認を得る必要がある。また一方では、実質上コミュニティ又は個人の管理下にある森林の管理状況は行政機関である ADCs に充分に把握されておらず、コミュニティによる森林資源の過伐採や森林劣化に繋がっていると考えられる。

このようなメガラヤ州の持つ特殊性（複層的な森林管理体制）を踏まえ、本調査では伝統的コミュニティによる森林の管理・利用に関する規定と実態、州内の森林管理計画（Working Plan）の運用及び更新状況、森林環境局及び ADCs による行政上の森林管理状況の実態等を把握の上、事業対象地域における森林管理体制の協調と効果的な連携の方法を検討する。

（4）実施体制と資金フローの確認

事業の円滑な実施のため、実施機関より Detailed Project Report（以下「DPR」という。）にて提案されている実施体制及び州政府から関係機関までの資金フローを詳細に確認・検討する。その際、事業実施にあたる関係機関と協議の上、本事業で計画されている活動が適切に実施されるための森林環境局と MBDA の役割と責任を確認する。

（5）商業的木材生産の振興による持続可能な森林経営

現在のインド政府は商業的木材生産の振興や、2022 年までの使い捨てプラスチック全廃を政策方針として示している。本事業においても商業的木材生産の振興、木材利用の拡大の可能性を検討する。特に、（3）で述べているように、コミュニティ又は個人が所有・利用している森林が多いメガラヤ州においては、マツ等の商業的木材生産が行われていることから、本事業では持続可能な森林経営の可能性を検討する。同州では行政上は ADCs の管轄下にある森林内での商業目的の木材伐採に関しては予め Working Scheme（商業目的の伐採に必要な文書で、伐採する木材の量や樹種を予め登録する文書）に登録する必要がある。森林環境局がコミュニティに対して Working Scheme 作成の補助を行い、コミュニティによって作成された Working Scheme は ADCs に提出され、森林環境

本事業における水土保全活動の一部は水土保全局を経由して活動を実施する予定だが、そのような協働において資金フローの透明性・迅速性を確保するための方策を事務フローも含めて具体的に確認する。

(11) 他ドナーとの連携

メガラヤ州では、世界銀行等の他ドナーが事業展開していることから、より高い事業効果発現及び効率的な事業の実施の観点から、特に現地調査期間中は他ドナー関係者との意見・情報交換を行い、本事業との連携体制の構築を検討する。

(12) 移動焼畑耕作の実態とその代替生計手段の検討

本事業の詳細計画である DPR によれば、メガラヤ州の約 10% の土地が移動焼畑耕作による影響を受けている。近年の移動焼畑耕作のサイクルの短縮化は同州の森林劣化の要因の一つとなっており、移動焼畑耕作に代わる生計手段の提案・提供を通じ、住民の森林への生計の依存度の軽減及び森林への利用圧の低下を図れないか、検討を行う。

(13) 活動に関する資金フロー・管理

対象村落にて行われる活動に関する資金フロー・管理につき、対象地域における既存の組織の活動状況等を踏まえ、持続可能なスキームを検討する。

(14) 出口戦略の検討

出口戦略として事業完了後の活動の持続性について検討する。財政的な持続性、実施体制、モニタリング体制等については、各現場の状況に即した提案となるよう留意する。

(15) ジェンダー主流化ニーズへの配慮

調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組を事業内容に反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- (ア) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

局によって承認される。しかしながら、このような手続きは徹底していないとみられる。このため、本調査ではこの手続きが徹底されていない原因を確認し、本事業の対象地域でこの手続きを徹底する方策について検討を行って、本事業でその方策の実施を含め、森林環境局と ADCs の連携の強化に取り組む可能性について検討する。

（6）本邦技術活用可能性の検討

インド北東部は日印政府がそれぞれ掲げる「アクト・イースト政策」（インド政府）と「自由で開かれたインド太平洋戦略」（日本政府）で重要な地域とされており、日印の連携の具体的な協力の成果が期待されている。そのため、本事業でも我が国の林業技術や林産加工技術の導入の可能性について検討する。

（7）実施機関の円借款事業における借入・調達手続き実施能力の確認

森林環境局はこれまで円借款の借入人・実施機関となった実績が無いため、借入・調達能力について確認し、これらの手続きが適切に行われるよう必要な対応策について検討する。また、不正腐敗の発生の防止のための実施機関とコミュニティの体制の現状及び強化の可能性について確認を行う。

（8）本事業におけるMBDAによる村落の生計向上活動と森林環境局との関わり

通常 MBDA のマンデートは事業毎に決定されるが、州政府の各部局との協働を図り、村落とのネットワークを構築し活動に結び付けるコーディネーションの役目を果たしている。本事業においては森林環境局による森林生態系保全活動と MBDA との連携をどのように図るのか、MBDA が村落とのネットワークを用いて実施している生計向上活動に対して森林環境局はどのように関わるのか、両者の活動の関係性を整理の上協働の体制を検討する。

（9）会計管理の観点からの PMU の独立性と資金フローの透明性

本事業では、実施機関である森林環境局ではなく、MBDA に PMU を設置する予定となっている。

ただし、このような実施体制は JICA による既往の森林事業における実施体制とは異なるため、事業の資金を管理する PMU の独立性が確保され、本事業の資金フローの村落レベルまでの透明性及び迅速性を確保するための方策を事務フローも含めて具体的に確認する。

（10）他部局との協働体制

- (イ) ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。
- (ウ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

6. 業務の内容

上記「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

第一次国内作業

(1) 事業背景にかかる情報収集

- (ア) 対インド円借款「森林管理能力強化・人材育成事業」、技術協力プロジェクト「森林官研修センター研修実施能力向上プロジェクト」を含むインド森林セクターにおけるJICAの既往案件の各種報告書、各種インパクト調査及びジェンダー調査報告書、「森林セクター基礎情報収集・確認調査」ファイナルレポート、「インド国北東州農業セクターに関する情報収集・確認調査」ファイナルレポートの内容を確認し、本事業に活用可能な教訓や提案事項を整理する。尚、P.34、7.貸与・配布及び閲覧資料の閲覧資料にある公開資料以外の資料については、JICAが提供する。
- (イ) 2018年4月にウッタラカンド州で開催された第10回Annual JICA National Workshopの報告書の内容・提言、2018年9月にデリーで開催された第9回Project Director Meetingの発表資料等を確認し、本事業で採用すべき事項を検討する。また、過去数年分の報告書の内容も同様にレビューする。尚、これらの資料はJICAが提供する。
- (ウ) 「平成26年度国別ジェンダー情報整備調査（ジェンダー分析）ジェンダープロファイル」及び「森林セクタージェンダー主流化インパクト調査」報告書の内容・提言を確認する。
- (エ) 本調査に先立ち、JICAが収集したメガラヤ州の開発計画、森林セクターの関連政策や法制度、関連機関（州政府及び研究機関）に係る各種資料の確認及び整理を行う。
- (オ) 本事業のDPRで説明・提案されている内容を確認し、上記(ア)～(エ)で得られた情報・教訓等も踏まえ、調査コンセプト及び内容、事業目的に基づく調査方針、最適な調査項目、効果的な調査方法及び効率的な作業計画を検討する。

(2) 現地再委託調査指示書の作成と調査の開始

P.21 (3) 生活実態調査（サンプルベース）の項目及び P.33、6.現地

再委託の項目に記載のある現地再委託調査につき、第一次現地調査中に現地再委託を通じて実施する現地調査の指示書を作成し、JICA にコメントを依頼する。コメントがあった場合は、指示書に反映する。尚、現地再委託調査は第一次現地調査期間内に開始する。

(3) インセプション・レポートの作成

(1) (ア)～(オ)を踏まえ、インセプション・レポートを作成する。ドラフト段階で JICA に提出し、JICA 本部からのコメントを反映させた最終版を提出する。現地調査前には、最終化したインセプション・レポートに基づき、JICA 本部に対し調査方針説明を行う。また、同レポートに基づき、実施機関用のプレゼン資料（英文）（調査の方針、手法、実施計画、便宜供与依頼事項等）を作成する。

第一次現地調査

(1) インセプション・レポートの説明

インセプション・レポートをもとに JICA インド事務所に対して調査方針説明を行う。加えて、現地調査の冒頭に、実施機関に対して調査方針を説明し、内容につき協議・確認する。

(2) 事業の背景及び必要性の確認・検討

以下の項目について情報収集を行う。なお調査項目（ア）については JICA が事前に収集した情報を元に補完的な調査を行うことを想定している。また調査項目（オ）、（ケ）、（コ）、（サ）に関しては、下記の（3）で示す現地再委託による生活実態調査を通じて行うことを想定している。なお、再委託調査による調査結果を本事業の協力内容の検討や審査に活用できるよう、再委託調査に係る委託先の調達と作業監理を適時・適切に計画・実施すること。

(ア) メガラヤ州森林セクターの現況、森林管理に関する法制度及び政策、実施体制、人材配置、財政状況等の確認を行う。

(イ) 森林の劣化及び減少の現況（劣化要因、減少要因、植生の傾向等を含む）の確認を行う。

(ウ) 村落レベルで住民参加型共同森林管理を実施するための、法的に認められた住民組織である Joint Forest Management Committee (JFMC) の各地域における活動内容、活動状況、ベネフィットシェアリング等を含む、メガラヤ州政府による森林保全、生物多様性保全事業の現状の確認を行

う。また、メガラヤ州森林環境局のマンデートに関し、現場の実態を確認する。（本事業における MBDA、水土保全局等他部局との業務の役割分担の状況を含む。）

- (エ) 住民の土地の所有・利用に関わる制度（法制度、政策、自治郡協議会（ADCs）・住民組織を含む機関等）の実態の確認を行う。
- (オ) 移動焼畑耕作の現況（移動焼畑耕作の実施範囲、サイクル年数の変遷、従事者数の変遷、移動焼畑耕作が自然環境に与えている影響等）につき生活実態調査で得られた情報を基に整理する。
- (カ) 焚畠の代替生計手段としてのアグロフォレストリーの妥当性と実施可能性の確認を行う。
- (キ) エコ・ツーリズムの現況（法制度と政策、候補サイトのフィージビリティ）の確認を行う。
- (ク) 林業、林産物及び特用林産物（竹や薬用植物を含む）に関わる法制度と政策、生産状況及び市場状況の確認を行う。（上記5. 実施方針及び留意事項の（5）商業的木材生産の振興による持続可能な森林経営に記載のworking scheme の運用状況の確認を含む。）
- (ケ) Self Help Group（以下「SHG」という。）、Community Based Organization（以下、「CBO」という。）、Village Employment Committee（以下、「VEC」という。）等村落レベルの住民グループ数、メンバー構成、活動内容、活動状況、財政状況につき、生活実態調査で得られた情報を元に整理する。
- (コ) 村落住民の金融制度へのアクセス状況、利用状況（フォーマル及びインフォーマルな金融サービス利用状況、融資元、所在地等）につき、生活実態調査で得られた情報を整理する。
- (サ) 土壤侵食の現況、住民の生活用水及び農業用水の利活用状況（取水源、取水量の増減の変遷等）につき、生活実態調査で得られた情報を元に、森林保全との因果関係を整理する。また、土壤侵食と洪水等を含む自然災害の発生の因果関係を整理する。
- (シ) REDD+の活動の必要性及び妥当性（現状インド政府として REDD+の方針は政策として明確には決定していないが、メガラヤ州 Khasi Hills District では community REDD+プロジェクトが Plan Vivo のスタンダードと方法論によって実施されている。本事業でも REDD+に取り組む必要性と妥当性を検証する。その際、IPCC Good Practices Guidance や IPCC Guidelines, National Strategy of Government of India の内容を参照すること。）
- (ス) 竹に関するスキーム及び竹の植林状況の確認。National Bamboo

Mission（インド中央政府のスキーム）の実施状況、メガラヤ州における竹の植林状況と伐採及び利用状況の確認。

- (セ) 生物多様性保全及び野生生物保全活動につき、メガラヤ州政府の政策、人間と動物による接触事故の状況、活動実施体制と科学的・客観的指標の検討、森林減少・劣化と生物多様性保全及び野生生物保全との因果関係を整理する。
- (ソ) 山火事、洪水等の自然災害発生状況と、メガラヤ州政府による政策、森林減少・劣化及び土壌侵食との因果関係を整理する。

(3) 生活実態調査（サンプルベース）

州全域において森林生態系に依存しているコミュニティの生活実態調査をサンプルベースで実施し、森林資源への依存度や、生計手段、コミュニティの構造等を把握する。サンプルの選定方法として、流域、植生、気候、森林減少・劣化、移動焼畑耕作従事者の該当有無、ST/SC（Scheduled Tribe/Scheduled Caste）等社会集団、社会経済状況等に着目して、マトリクスを作り、サンプリング方法を検討し、Jaintia、Khashi、Garo の 3 つの ADCs に対し、各 ADC の管轄範囲あたり 4 ヶ村、計 12 ヶ村を目安にサンプリングする。サンプリング方法やサンプル数、調査方針、調査手法、調査期間等については、プロポーザルにて提案を行うこと。また、本調査を行う際には、JICA 及び実施機関の確認を得ること。

フィールドでの調査時には、男女別にグループ・インタビューを行う等ジェンダーに配慮し、対象地域における森林依存の現状と、移動焼畑耕作の現況（移動焼畑耕作の実施範囲、サイクル年数の変遷、従事者数の変遷、移動焼畑耕作が自然環境に与えている影響等）及び森林劣化の発生メカニズム、NGO・SHG・CBO・VEC を含む住民組織の活動状況（住民グループ数、メンバー構成、活動内容、活動状況、財政状況の確認）、貧困削減及びコミュニティ開発活動（他部局のスキームや他ドナーの事業）、村落住民の金融制度へのアクセス状況、利用状況（フォーマル及びインフォーマルな金融サービス利用状況、融資元の名称・所在地等）、土壌侵食の状況（聞き取り）、住民の生活用水及び農業用水の利活用状況（取水源、取水量の増減の変遷等）、本活動実施に必要な NGO の調達可能性（質・量）を調査し、改善に向けた具体的かつ効果的な介入の提案を行うこと。なお、本生活実態調査はコンサルタントによる調査計画策定後、現地再委託による実施を想定している。

(4) DPR のレビュー及び事業計画構成のレビュー

- (ア) 上記(2)、(3)の調査結果に基づき、DPR のレビューを行う。特に

各コンポーネントにおける課題、必要性・妥当性、優先順位及び相互の関連性を確認し、その上で主要コンポーネントのアウトプット・アウトカムを体系的に整理すること。

- (イ) DPR で提案されている活動につき、事業目的への貢献、実施機関のマンデートやこれまでの取り組み及び成果を確認し、実現可能性を検証する。

(5) 課題分析及び事業計画の立案

上記を踏まえ、本事業で取り組む課題の分析及び設定を行う。事業目的及び実施機関のリソース・経験に基づき、実現可能な本事業のストラクチャー（主要コンポーネントの本事業における比重）の検討及び提案を行う。

(6) 事業対象地域選定方法案の作成

実施機関が提案する事業対象地域の選定プロセス、選定クライテリア、選定方法及び規模の妥当性を検討し、公平性及び透明性を担保できる最適な定量的選定基準に戻づく選定方法案を作成し、インテリム・レポートにて報告する。

第二次国内作業

(1) インテリム・レポートの提出

第一次国内作業及び現地調査の結果に基づき、既存の取り組みの成果、教訓分析、事業背景、DPR のレビュー、事業計画構成のレビュー結果につき、インテリム・レポートを作成する。インテリム・レポート案作成後、JICA 及び実施機関からコメントを受けること。これらのコメントを反映させたものを最終確認として提出する。

(2) 本部への第二次現地調査対処方針説明

インテリム・レポートに取り纏められたこれまでの調査結果及び第二次現地調査の業務計画を簡潔に取り纏め、JICA 本部に対して調査方針説明を行う。加えて、実施機関用に調査方針の説明資料（英文）を作成し、現地調査の冒頭説明に備える。

第二次現地調査

(1) インド事務所及び実施機関への第二次現地調査対処方針

第二次国内作業 (2) 第二次現地調査対処方針で報告した内容及びその際に寄せられたコメントを踏まえ、JICA インド事務所及び実施機関に対して調査方針説明を行う。

(2) 事業対象地域の選定

第一次現地調査（6）にて作成した案を鑑みた上、実施機関が提案する事業対象地域の選定プロセス、選定クライテリア、選定方法及び規模の妥当性を改めて検討し、公平性及び透明性を担保できる最適な定量的選定基準を実施機関及びJICAに提案する。また、治安・安全面上懸念が示される地域についてはJICAと十分に協議をした上で事業対象とするか否かを検討する。以上を踏まえ、事業対象地域の優先順位付けを行う。その上で、事業対象地域としての妥当性の高い地域について実施機関と協議の上、事業対象地域として提案する。

(3) 事業計画の詳細化

JICAと実施機関の間で合意された事業のアウトルайнに基づいて、DPRで提案されている以下について精査を行い、活動の詳細化を行うとともに、踏まえて事業費の積算を行う。なお、概略事業費の算出に当たっては、「ODAの点検と改善2008」（外務省）別添資料「ODAコスト総合改善プログラム」の趣旨を理解したうえで、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を別途JICAが指示する様式に取り纏め、提出する。

(ア) 住民参加型森林生態系保全活動：

DPRで提案されている活動について精査を行い、活動の詳細化を行う。

また、現場のニーズに応じて他の活動の提案も行う。

- ① 活動内容及び種苗の選定方法・供給体制等
- ② 活動規模（植林予定面積、樹種、植林本数、苗木生産施設等の追加施設数・規模、土壤侵食防止施設の数と規模、集水施設数・規模等）
- ③ 活動実施体制（特に水土保全活動については森林環境局と水土保全局との連携体制による活動が予算配賦の観点を含め実現可能かどうかを詳細に確認。また、森林環境局及びMBDA、ADCsの活動全体におけるデマケーションと連携体制についての確認。）
- ④ 活動実施方法及び調達方法
- ⑤ 活動実施地域
- ⑥ 各ステークホルダーの役割及び相互の関連性
- ⑦ 維持管理体制（予算含む）
- ⑧ モニタリング（項目、体制、スケジュール等。GIS/MISの積極的な活用を提案する。）
- ⑨ 活動対象地域における移動焼畑耕作地の範囲及びその回復方法についての検討
- ⑩ アグロフォレストリーの活動の規模や実施方法の詳細とその妥当性についての確認

- ⑪ 生物多様性保全・野生生物保全に関する活動の規模や実施方法の詳細とその妥当性についての確認
- ⑫ 商業的木材生産に関する活動の規模や実施方法の詳細とその妥当性についての確認
- ⑬ エコ・ツーリズムに関する活動の規模や実施方法の詳細とその妥当性についての確認

(イ) 代替生計手段創出活動

DPR で提案されている活動について精査を行い、活動の詳細化を行う。また、現場のニーズに応じて他の活動の提案も行う。

- ① 活動内容の精査及び絞込み
- ② DPR で言及されている、竹を含む林産物の収穫量、加工産業の概況及び需要と供給を含む市場調査、州内外・国内外合わせた出荷先、販路拡大の可能性等
- ③ 活動規模（対象世帯・グループ数、建造物数、活動資金等）
- ④ 活動実施及び実施支援体制
- ⑤ 活動実施地域
- ⑥ 各ステークホルダーの役割及び相互の関連性
- ⑦ 本コンポーネントを通じて生産される林産物や制作される手工芸品等の州内外のマーケティング状況、バリューチェーンの状況、課題等の整理及びそれに基づく詳細活動の提案
- ⑧ マイクロ・クレジット、リボルビングファンドを含む各種 SHG 向けファンド、金融制度の必要性、妥当性、持続性、森林保全事業の一環として実施する際の効果及びその実施運営体制等についての検証（資金（活動のシードマネー等）提供を提案する場合は JICA に事前に相談し、案件監理可能な体制・規模であることを確認する。）
- ⑨ 事業完了後の維持管理体制（予算含む）、特に代替生計手段創出活動の自立性及び持続性が担保される体制となっていることを充分に確認する。
- ⑩ 他ドナーや他関連機関スキームとの連携

(ウ) 実施体制強化活動

DPR で提案されている活動について精査を行い、活動の詳細化を行う。また、現場のニーズに応じて他の活動の提案も行う。

- ① 活動内容の精査及び絞込み
- ② 活動規模（活動支援人員数等）
- ③ 活動実施体制
- ④ 資機材・施工業者の調達方法

- ⑤ 維持管理体制（人員及び予算含）
- ⑥ 他ドナー支援事業で構築されたシステム及び本事業で構築するシステムの相互関連性
- ⑦ モニタリング（項目、体制、スケジュール）

（4） 事業実施体制及びモニタリング体制

インドで実施されている当該セクター類似事業の実施体制を参考にしつつ、事業スコープに基づいて、DPR で提案されている体制のレビューを含め本事業の実施体制の在り方について検討し、実施機関の実施能力及び（3）事業計画の詳細化（ウ）実施体制強化活動における活動詳細化の結果を踏まえ、実施体制の強化に向けた補強案等（事業実施支援要員、特定分野専門家等の活用、各機関の役割、責任の明確化）を含めた最適な実施体制を提案すること。同様に当該セクター類似事業のモニタリング体制を参考にしつつ、フィールドレベル、県レベル、州レベルでのモニタリング体制についても検討し、モニタリング体制の強化に向けた補強案等（能力強化研修等）を含めた最適なモニタリング体制を提案すること。その際、併せてモニタリング計画も作成すること。上記調査項目を踏まえ、本事業の定量的・定性的事業効果（運用・効果指標の設定、経済的内部收益率（EIRR）及び二酸化炭素固定量試算を含む）について検討すること。尚、事業効果設定の際には、出典や算出方法を明記するとともに、達成しようとする事業の目標と指標について、技術的な観点からの妥当性を検討する。

（5） 事業実施スケジュールの作成

DPR で提案されている実施スケジュールをレビューしつつ、コンポーネント毎の事業実施スケジュールをバーチャートで作成すること。その際、同州の雨季による活動の可否、祝日、選挙期間、州の予算、現地実施機関の地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的なものを設定すること。

（6） 運営・維持管理体制

コンポーネント/サブコンポーネントごとに最適な運営・維持管理体制の提案や維持管理に必要な経費の算出等を行う。その際、インパクト評価調査、Annual Workshop 等でなされた提言を参考にしつつ、事業完了後も事業効果が持続する運営・維持管理体制を具体的に提案し、その実現に向けて実施機関へ働きかけすること。

（7） 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下「JICA 環境ガイドライン」という。）が適用される。融資承諾前に事業対象地域が確定せず、サブプロジェクトが特定できないため、本事業は「カテゴリFI」に分類されている。JICA 環境ガイドラインの内容を踏まえ、以下(ア)のとおり環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準の作成及び実施機関の環境社会配慮能力確認を行い、また、以下(イ)～(エ)のとおり、適切な環境影響評価フレームワーク案、住民移転計画フレームワーク案及び先住民族計画フレームワーク案作成を支援する。

なお、(ア)～(エ)の調査結果のとりまとめについては、それぞれ独立した文書とせずに統合した文書とすることも可とする（ただし、実施数段階の運用が容易であるかを考慮の上、適切な文書構成となるように判断のこと）。

(ア) 実施機関の環境社会配慮能力確認

- ① JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きをレビューしつつ、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。
- ② 環境社会配慮に係る主な調査項目は以下のとおり。
 - a) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
 - b) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - イ) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関する法令や基準等
 - ロ) JICA 環境ガイドライン（2010年4月）との整合性
 - ハ) 関係機関の役割
- ③ 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認（サブプロジェクトにカテゴリ A が選定される可能性があるか明確化する）
- ④ 実施機関の環境社会配慮能力（Environmental and Social Management System。以下「ESMS」という。）に係る調査実施、強化策の提案（実施機関の環境社会配慮手続き、実施体制、モニタリング体制（JICAへの報告体制含む）、過去の事例や経験等を踏まえた ESMS チェックリスト案の作成）

(イ) 環境影響評価フレームワーク案の作成

① JICA 環境ガイドラインに基づき、環境影響評価フレームワーク案を作成する。環境影響評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。

- a) プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトが融資承諾前に特定できない理由
- b) 環境影響評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及びJICAの要件を遂行するうえでの借入人／実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無
- c) 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測
- d) 環境影響評価とサブプロジェクトの計画に係るプラン(スクリーニングやカテゴリ分類、環境影響評価と環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む)、サブプロジェクト選定の環境クライテリア
- e) 住民協議フレームワーク¹、情報公開方法(サブプロジェクトのEIAの公開方法含む)、異議申立方法
- f) サブプロジェクトの環境影響評価の準備から承認までの実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
- g) モニタリング及び報告体制(JICAへの報告体制含む)

(ウ) 住民移転計画フレームワーク案の作成

① JICA 環境ガイドラインに基づき、住民移転計画フレームワーク案の作成を行う。なお、現時点では非自発的住民移転ではなく、用地取得の可能性は皆無ではないものの発生する場合は極めて小規模であると想定されているが、現地にて想定されるサブプロジェクトの内容をよく確認し、住民移転計画フレームワーク案の必要性を確認の上、住民移転計画フレームワーク案の作成に着手すること。

② 住民移転計画フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。

- a) 事業目的及び非自発的住民移転・用地取得の必要性
- b) 住民移転計画を融資承諾前に作成できない理由
- c) 住民移転計画の作成、承認プロセス
- d) 住民移転の想定数(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)

¹女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

- e) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- f) 再取得価格に基づく損失資産の補償手続き
- g) 移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- h) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- i) 住民移転に責任を有する機関(相手国政府)の特定及びその責務
- j) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- k) 費用と財源
- l) 実施機関によるモニタリング体制(必須)、独立機関によるモニタリング体制(必要に応じて)(JICAへの報告体制含む)
- m) 住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加¹を確保するための戦略

(エ) 先住民族計画フレームワーク案の作成

- ① JICA環境ガイドラインに基づき、先住民族計画フレームワーク案の作成を行う。メガラヤ州には Darbor Shnongs 等伝統的な生活様式を保有するコミュニティが存在するため、状況に応じて先住民族フレームワーク案の必要性を確認の上、先住民族フレームワーク案の作成に着手すること。なお、作成を行う際、「先住民族(Indigenous People)」という表現はインド国内においては非常にセンシティブなイシューであり印度側との関係においては一切使用せず、指定部族(Scheduled Tribe) という表現を用いること。
- ② 先住民族計画フレームワーク案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.10 Annex C に記載のある、以下の内容が含められる必要がある。
 - a) プロジェクトの下で支援が想定されるプログラム及びサブプロジェクトの種類
 - b) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトの先住民族に対する潜在的な正・負の影響
 - c) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトについて社会アセスメント(OP4.10 Annex A を参照)を行う計画
 - d) プロジェクト形成及び実施の各段階で行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由で事前の十分に情報が提供された上の協議を確保するための枠組み¹(OP4.10 の第 10 項を参照)
 - e) プロジェクトで支援する活動のスクリーニング、先住民族に対する影響評価、先住民族計画の策定、苦情処理のための制度的取り決め(必要に応じて、キャパシティ・ビルディングなど)

- f) 当該プロジェクトに適切なメカニズム及び基準を含めたモニタリング及び報告の取り決め（JICAへの報告体制含む）
- g) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトに対して策定される先住民族計画についての公開の取り決め

（8） リスク管理

他のインド森林セクターにおけるJICA支援事業の課題分析の結果も踏まえて本事業実施におけるリスクを分析し、JICAが提供するリスク管理シートを用いて整理し、対応策を検討すること。

（9） 治安上の脅威分析をふまえた事業実施上の安全対策の検討

「第3 業務実施上の条件 9. 安全管理」に記載されている本業務の安全管理を踏まえ、本事業実施の際の安全対策に対する検討を行う。

（10） ドラフト・ファイナル・レポートの作成

現地調査結果を踏まえ、必要な分析作業を行い、調査結果の全体を取りまとめたドラフト・ファイナル・レポートを作成する。ドラフト・ファイナル・レポートはインド国側に提示する1週間以上前にJICAに提出し、内容について協議・確認を行う。ドラフト・ファイナル・レポートを実施機関に説明し、内容について協議を行った上で、合意形成を図る。

第三次国内作業

ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートの協議結果、内容についてインド国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討し、JICAとも協議の上、必要に応じ修正を加え、ファイナル・レポートとして最終化する。

7. 成果品等

（1）調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「ファイナル・レポート」とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について、了承を取るものとする。

（ア）業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出期限：調査開始後10日以内

提出部数：和文 3 部（簡易製本）

(イ) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容、事業背景情報等

提出時期：調査開始後 1 か月以内

提出部数：英文 4 部（簡易製本）

(ウ) インテリム・レポート (IT/R)

記載事項：事業の必要性、妥当性、森林セクター及び関連セクターにおける事業の位置づけ、対象地域の社会経済・自然環境の概況、課題分析、事業アウトライン、ログ・フレーム案、DPR レビュー分析結果等

提出時期：調査開始後 4 か月以内

提出部数：英文 4 部（簡易製本）

(エ) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

記載事項：審査補助に必要な文書、Time bound Action Plan を含む調査結果の成果

提出時期：調査開始後 7 か月以内

提出部数：英文 4 部（簡易製本）

(オ) ファイナル・レポート (F/R)

記載事項：DF/R の内容を踏まえた上、要約を含む調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するインド側コメント提出から 1 か月以内

提出部数：英文 6 部（製本）、英文要約 3 部（簡易製本）、アドバンス版 1 部、CD-R 4 部

(カ) デジタル画像集

調査時に収集した画像データ。作成時には画像を格納するだけではなく、各画像に説明（キャプション）付すこと。

(2) 報告書の作成・印刷仕様

(ア) ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。

(イ) ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

(3) 収集資料

現地業務時に収集した資料及びデータは分野別・項目別に整理してリストを

付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上でデータの収集が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。

（4）調査業務報告書

JICA 規定による調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに JICA 南アジア部に提出する。調査業務日誌には、調査の実施にあたっての懸念事項、特筆すべき事項、進捗状況等を含めること。

（5）報告書作成にあたる留意点

- (ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。加えて、多くの情報収集及び分析が必要になるが、コンサルタント内でまず十分に論点の整理及び十分な分析を行った上で、記載すること。
- (イ) 英文についてネイティブ・スピーカーによるチェックを必ず十分に行い、読みやすいものとする。
- (ウ) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- (エ) JICA 環境ガイドラインでは、ファイナル・レポート完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書としてファイナル・レポート（和文：簡易製本版）を作成する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本調査は2018年12月下旬に開始し、最終的に調査結果及び提言の取りまとめたファイナル・レポートを2019年7月中旬～下旬に提出する。なお、作業工程に係る合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

Item \ Time	FY2018				FY2019			
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
報告書作成	■							
IC/R 提出	▲							
第一次現地調査		■■■						
報告書準備				■				
IT/R 提出				▲				
第二次現地調査					■■■			
報告書準備						■		
DF/R 提出						▲		
報告書準備							■	
F/R 提出							▲	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途： 全体で約13.8M/M程度。

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- (ア) 総括／森林管理／GIS・MIS (Management Information System；経営情報システム) (3号)
- (イ) コミュニティ開発／住民組織 (3号)
- (ウ) 水土保全
- (エ) 環境社会配慮

(才) 経済財務分析／組織強化

3. 相手国の便宜供与

本調査実施にあたり、JICA 南アジア部から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、現地 JICA 事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

4. カウンターパート

実施機関職員（森林環境局職員）が本業務のカウンターパートとして配置される予定。

5. 現地傭人

業務実施にあたって、十分な技術・能力を有した現地傭人を配置することを検討し、プロポーザルに配置計画など、業務計画を記載すること。対象分野は以下の通りである。なお、現地傭人の業務人月は約 10M/M を目途とする。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員計画がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、必要に応じて積算についても現地リソースを活用すること。

- ① 生計向上／NTFP (Non Timber Forest Produce ; 非木材林産物)
- ② コミュニティ開発／住民組織
- ③ 森林管理／GIS・MIS

6. 現地再委託

業務実施上の必要に応じ現地にて当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して行うことを可とする。但し、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017 年 4 月）」に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前に JICA の承認を得るものとする。そのため、委託先候補となる現地業者（2 社程度）の情報を契約締結前に JICA に共有を行うこととする。また委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。現在想定している現地再委託による調査は、生活実態調査である。再委託調査による調査結果を本事業の協力内容の検討や審査に活用できるよう、再委託調査に係る委託先の調達と作業監理を適時・適切に計画・実施すること。尚、現地再委託による調査においては、メガラヤ州の事情を鑑み、現地の言語を解する人員又は現地の言語と英語の通訳者を配置すること。

7. 貸与・配布及び閲覧資料

(1) 貸与資料 :

実施機関から提供された DPR（貸与。南アジア部南アジア第一課に電話連絡のこと：03-5226-8617）

(2) 配布資料 :

- 1) インド森林セクターにおける JICA の既往案件の各種報告書
- 2) ジェンダー関連調査報告書
- 3) 「平成 26 年度国別ジェンダー情報整備調査（ジェンダー分析）ジェンダープロファイル」

(3) 閲覧資料 :

- 1) 「インド国北東州農業セクターに関する情報収集・確認調査」ファイナルレポート

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12232237.pdf

- 2) 平成 26 年度国別ジェンダー情報整備調査（ジェンダー分析）ジェンダープロファイル報告書

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/74875bed7d20467349257b010026a259?OpenDocument>

- 3) 技術協力プロジェクト「森林官研修センター研修実施能力向上プロジェクト」終了時評価調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12231189.pdf>

- 4)

「森林セクター基礎情報収集・確認調査」ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12040200.pdf>

8. 機材の調達

機材については想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

9. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。（2018 年 7 月現在、外務省安全情報によると、メガラヤ州は「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」とされている。）

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

(1) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に JICA に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに JICA に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA インド事務所にも報告すること。

(2) 上記(1)と併せて、インドに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に滞在先、移動手段等を記載し、JICA インド事務所に次週の予定を毎週水曜までに送付すること。なお、書式に変更がある場合は JICA の指示に従うこと。

(3) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積りすること。

(4) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。

(5) 現地での調査実施に当たっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、地方部において現地調査を実施する場合は、調査実施の 2 週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、必要に応じ JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。

(6) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

10. インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適当な場合には、JICA 担当部署と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書きを省略しない。

(1) 国連地図²を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の

²<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

注意書を加える。（国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン³を参照）。

(ア)データの参照元が国連である

(イ)当該加工は JICA によるものである、

(ウ)領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではない⁴

(2) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土であるかを示さない((1)で示した国連地図と同様の対応）。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

(3) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、(2) 同様に、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

1.1. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

1.2. 複数年度契約

本業務については複数年度契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内業務を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

1.3. 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上

³<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/about.htm>

⁴記載例 “This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA”

